

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年香川県広域水道企業団条例第1号）

- 1 企業団の事務の一層の効率化を図るため、高松事務所、三木事務所及び綾川事務所を統合して高松ブロック統括センターとし、丸亀事務所、坂出事務所、善通寺事務所、宇多津事務所、琴平事務所、多度津事務所及びまんのう事務所を統合して中讃ブロック統括センターとし、観音寺事務所及び三豊事務所を統合して西讃ブロック統括センターとし、さぬき事務所及び東かがわ事務所を統合して東讃ブロック統括センターとし、並びに土庄事務所及び小豆島事務所を統合して小豆ブロック統括センターとするとともに、「府中事務所」の名称を「広域送水管理センター」に改めることに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

### ◇香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和元年香川県広域水道企業団条例第2号）

- 1 企業団の事務の一層の効率化を図ることを目的として、料金の算定、料金の徴収方法及び手数料について統一する等のため、並びに水道法（昭和32年法律第177号）の一部が改正され、指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されたことに伴い、当該更新に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は公布の日から、一部の規定は同年3月1日から施行することとした。

### ◇香川県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例及び香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例（令和元年香川県広域水道企業団条例第3号）

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

### ◇香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例及び香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和元年香川県広域水道企業団条例第4号）

- 1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正され、地方公務員の欠格条項の適正化が図られること等に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 令和元年12月14日から施行することとした。

### ◇香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例（令和元年香川県広域水道企業団条例第5号）

- 1 技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。